

盛岡広域振興局長告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成30年2月16日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	廃止年月日
0311400063	J A 新いわて西根指定障害福祉サービス事業所	八幡平市田頭第39地割72番地2	新岩手農業協同組合	平成30年2月28日
0312115066	J A 新いわて滝沢指定障害福祉サービス事業所	滝沢市大釜外館114番地6	新岩手農業協同組合	〃
0312115082	J A 新いわて葛巻指定障害福祉サービス事業所	岩手郡葛巻町葛巻第9地割35番地7	新岩手農業協同組合	〃

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	廃止年月日
0311400063	J A 新いわて西根指定障害福祉サービス事業所	八幡平市田頭第39地割72番地2	新岩手農業協同組合	平成30年2月28日
0312115066	J A 新いわて滝沢指定障害福祉サービス事業所	滝沢市大釜外館114番地6	新岩手農業協同組合	〃
0312115082	J A 新いわて葛巻指定障害福祉サービス事業所	岩手郡葛巻町葛巻第9地割35番地7	新岩手農業協同組合	〃